

経済産業省

受託調査

インドネシアの模倣品対策に関する調査

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）

ジャカルタ事務所

<ul style="list-style-type: none"> ● 登録商標又は著作権が侵害された旨の宣言 ● 侵害製品販売に対する終局的差止め命令、並びに ● 損害賠償金 <p>但し、以下の点に注意が必要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所において、損害裁定の指針が確立されておらず、裁判官が思い付きで判決を下すことが時折みられる。 ● 損害賠償金裁定の強制が困難であり、被告が失踪するか、金がないと申し立てることも多い。 ● 裁判前の証拠開示手続がない。侵害品の出所に関する開示命令は申請できるが、これに関する原則が確立されていないため、裁判所が拒否することがある。裁判所としては、そういった命令が発せられた事実はない。 ● 今のところ、インドネシアにおける法的費用の回復は、不可能である。 	<p>けている。</p> <p>経験不足と汚職は依然として問題である。摘発担当の政府職員は概して非公式な支払いを期待し、出来高（実入り）が低い。ターゲットが小者と分かった事件処理の拒否は常態化した事実である。事件を進める場合もあるが、後に成立しない結果に終わる。但し、ジャカルタや他の主要都市を外れる地域では、警察との連携による成功例も存在する。</p> <p>また、事件が訴追段階に入る保証はない。また、これまでに侵害者に課された処罰が低い（1年から3年程度）。</p>
---	--

3. 行政取締実務

3.1 知財総局による取締

2010年12月31日 Organization and Procedure of the Ministry of Law and Human Rights に関する Minister of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia No. M.HH-05.OT.01.01 year 2010 規定に基づいて、2011年3月調査局が設置され、文民捜査官（PPNS）により侵害報告に対応している。

しかし、知財総局内に文民捜査官が設けられたにも関わらず、その限られた人的又は物的資源のために、今までのその影響力は限定的である。これまで、同組織により、毎年30件未満の案件が処理された。これは、インドネシアの国の規模を考慮すると、極めて少ない。

知財総局の取締案件（分野別）⁶⁰

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
著作権	2	4	3	5	1
特許	0	2	0	1	0
商標	26	25	14	10	6
工業意匠	6	3	0	1	2
合計	34	34	17	17	9

※上記、数値は、各機関の取締実績の数値とは異なるが、情報元が異なる。

また、限られた予算で運用されるので、ジャカルタ外で権限を行使するのは限界がある。今まで取締が実施された地域は、46件のジャカルタが最も多く、次に16件の西ジャワで、圧倒的にジャカルタの案件に集中している。

⁶⁰ Directorate General of Intellectual Property, *Peta Data Penyidikan 2010 – 2015*, <http://www.dgip.go.id/penyidikan>.

知財総局の実施地域 2011-2015⁶¹

No.	地方	案件数
1	ジャカルタ特別州	46
2	西ジャワ州	16
3	バンテン州	13
4	東ジャワ州	10
5	バリ州	5
6	リアウ諸島州	4
7	ジョクジャカルタ特別州	3
8	南スラウェシ州	3
9	北スマトラ州	2
10	ランブン州	2
11	北スラウェシ州	2
12	西スラウェシ州	2
13	パプア州	2
14	西スマトラ州	1
15	南スマトラ州	1
16	中部ジャワ州	1
17	西ヌサトゥンガラ州	1
18	中部カリマンタン州	1
19	南カリマンタン州	1
20	南東スラウェシ州	1

ただし、2011年－2012年の調査結果からすると、全体72件の中、証拠なしで終結したのは、2件のみであり、クレームの大半が捜査されていることがわかる。請求取り下げは、当事者間で協議が成立して終結した案件であると考えられる。

⁶¹ Directorate General of Intellectual Property, *Peta Data Penyidikan 2010 – 2015*, <http://www.dgip.go.id/penyidikan>.

IP (Intellectual Property) 侵害に関する統計レポート (2011 年 - 2012 年) ⁶²

IP 侵害	捜査	証拠なし	検察官への捜査開始通知	請求取り下げ	合計
著作権	2	1	1	3	7
商標	19	1	4	17	41
意匠	2	-	1	7	10
特許	1	-	1	-	2
合計	24 (33%)	2 (3%)	7(10%)	27(38%)	72

2015 年 7 月、知財総局は、知財事件の取り扱いに関する法令を発した。当該法令は、知財総局の強制執行チーム（文民捜査官／PPNS）が不服申立書を管理及び処理する方法を義務付けている。

この法令は、内部手続をより詳細に説明するものである。この法令により、文民捜査官（PPNS）は、警察を伴わずに摘発を実施し、押収を行うことが可能となったが、現実には、文民捜査官（PPNS）は、警護及び援護のため、警察の力を借りたいとみられている。法令においては、タイムラインに関する勧告及び義務付けが言及されていないため、遅延は続く可能性がある。

8 月に知財総局は、知財に関する不服申立を提出するための新たなセクションを自らのウェブサイトを導入した。フォームは、以下の 2 種がある。

- a. 不服申立総合フォーム⁶³（著作権、意匠、半導体集積装置の回路配置、企業秘密、特許及び商標用）及び
- b. ウェブサイト不服申立フォーム⁶⁴（オンライン上の著作権問題 - 映画、音楽、出版物、ソフトウェア及びその他用）

権利者又は市民は、知的財産権侵害の証拠を入手している場合、これらのフォームを使用して、オンラインを通して直接知財総局に不服申立書を提出することができる。

3.2 警察による取締

特別犯罪捜査局特別班（Specialized unit of the Directorate of Special Criminal Detectives）が知的財産権侵害を取り扱う。捜査に関する法定期限がないので、12 ヶ月も捜査が続くことも稀ではない。通常は 60 日で捜査が終結することが多い。

強制調査には、8,000 ユーロ（約 107 万円）～19,000 ユーロ（約 255 万円）程度の費用がかかる

⁶² Source: Directorate of Investigation, Directorate General of IPR, January 2013

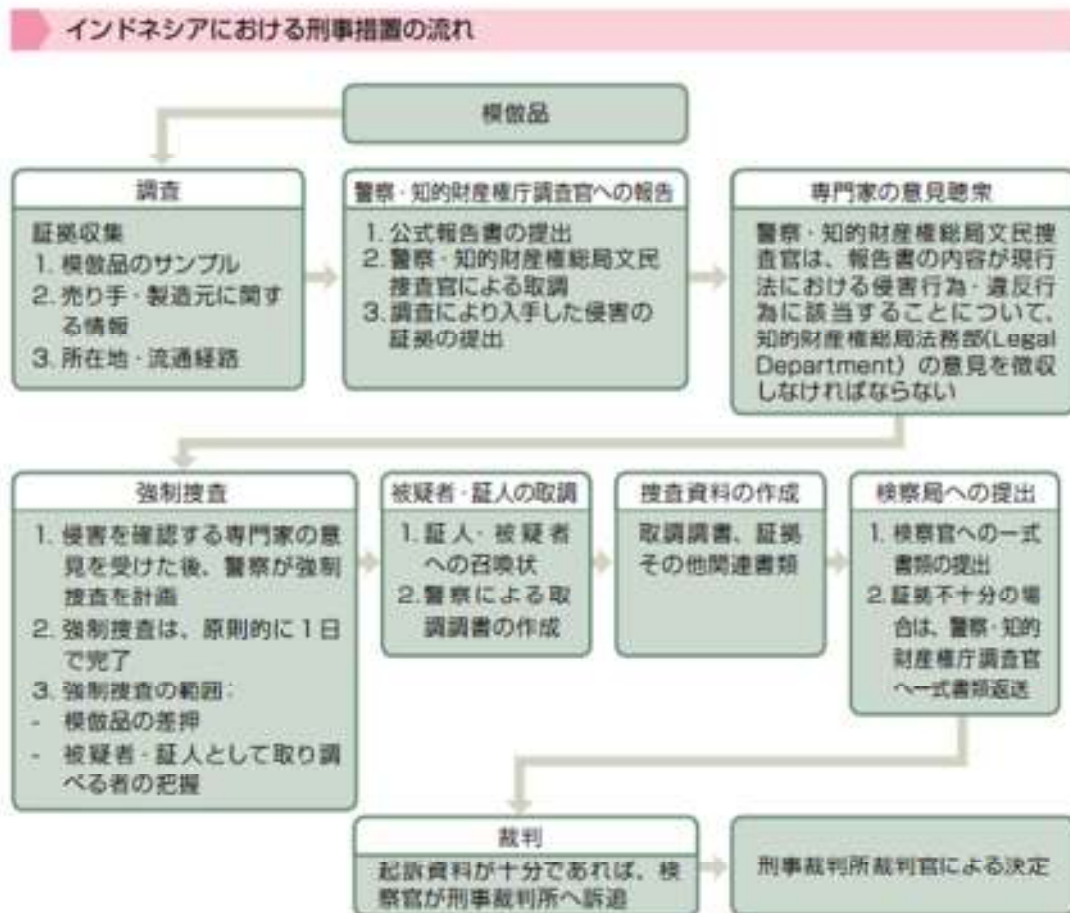
⁶³ <http://efiling-hki.dgip.go.id/pengaduan/pengisian-formulir/formulir-pengaduan/>

⁶⁴ <http://efiling-hki.dgip.go.id/pengaduan/pengisian-formulir/formulir-pelaporan-website/>

といわれる。

強制調査後、権利所有者は、侵害品の廃棄、協議書に署名、侵害者による公の謝罪（費用は侵害者負担）、損害額に関する協議に至ることが頻繁にある。

3.2.1. 手続フロー



(出所元：JETRO アセアン・インド知的財産ハンドブック)

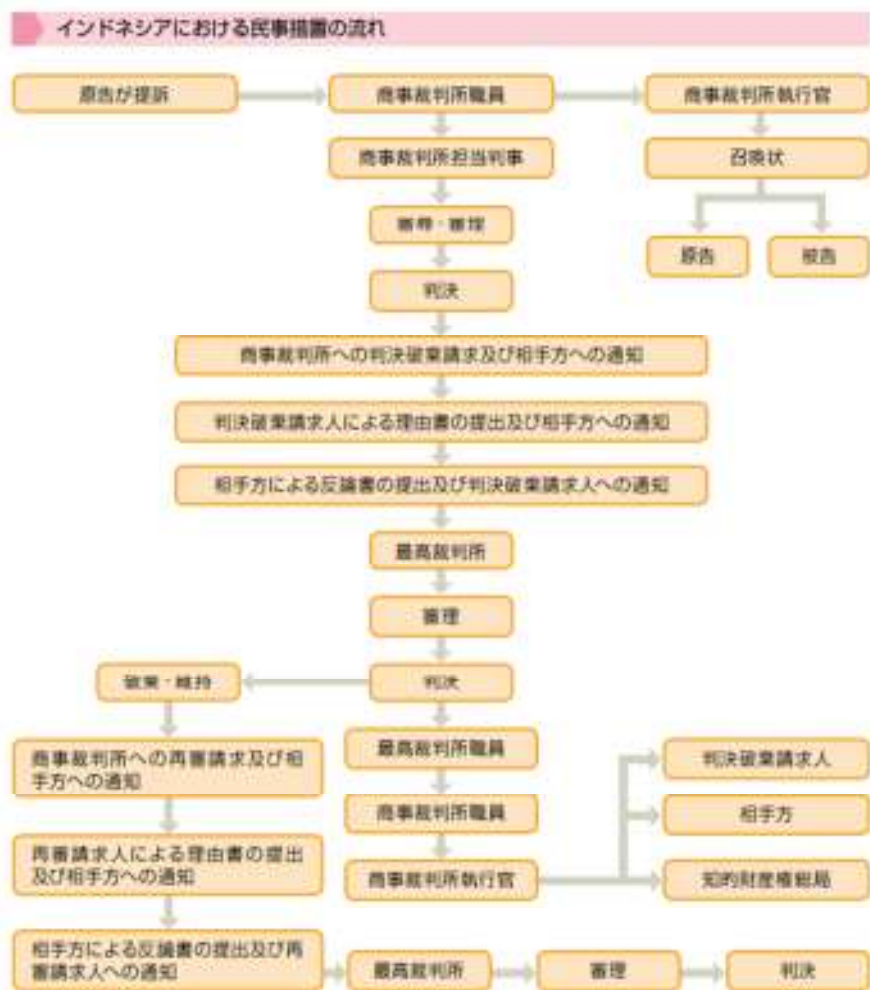
3.2.2 実務上の留意点

理論的には、使用可能な刑事実行のシステムがあり、場合によっては、警察による刑事強制調査が成功裏に実施されることがある。しかし、実際上は、刑事実行は、警察手続の透明性の不足のような様々な要因により、難しい場合がある。数々の案件では、悪名高い海賊版市場において、個人の安全に関する配慮のために、実行が不可能である。従って、問題が深刻になる前に、早急に侵害に対応することが重要である。費用が高額となるため、強制調査は、権利者が通常的手段として必ずしも取る必要はないが、強制調査が実施された際にターゲットは最大限の注目度を集めるため、手段として確保しておくべきである。事案が注目されること

は、犯罪予防の効果をもたらすために重要である。また、大半の案件で、強制調査は、追加的な措置なしで、被疑者からの侵害品の押収で簡単に成功裏に終了することが多い。

4. 司法対策実務

4.1 手続フロー



(出所元：JETRO アセアン・インド知的財産ハンドブック)

4.2 実務上の留意点

訴訟に関しては費用と効果を検討し、保護する権利ごとに有効性を考慮して民事訴訟手続と刑事訴訟手続を使い分けることが重要である。

4.2.1. 民事訴訟

インドネシアの裁判所は特許権侵害・無効に関して経験が少ないため、他国の判決例を提供することは有効である。(外国企業の場合、同じ侵害問題が同時に発生すると、インドネシアで最初の裁判を起こすのを

[執筆協力]

PT Rouse Consulting International (調査・編集)
新樹グローバル IP (翻訳等協力)

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)
ジャカルタ事務所
TEL: +62-21-5200264
FAX: +62-21-5200261

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。